

別記

様式第十号（第二十一条関係）

意見書

農林水産大臣 殿

2017年8月2日

提出者

住所：（〒102-0073）千代田区九段北1-14-19 乳業会館6F

氏名：チーズ公正取引協議会 委員長 西尾 啓治 印

電話番号：03-3264-4133

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる指定

（1）指定前の公示の番号及び年月日

9,10,13,35,38,39,40,41,44,47,48,70,71 2017年7月11日

（2）指定対象特定農林水産物等の区分

第21類 酪農製品類 ナチュラルチーズ

（3）指定対象特定農林水産物等の名称

9.ブリー ド モー 10.カマンベール ド ノルマンディ

13.エメンタール ド サヴォワ 35.グラナ パダーノ

38.モツァレラ ディ ブファーラ カンパーナ 39.パルミジャー ノ レッジャーノ

40.ペコリーノ ロマーノ 41.ペコリーノ トスカーノ

44.プロヴォローネ ヴァルパダーナ 47.エダム ホラント 48.ゴード ホラント

70.ウエスト カントリー ファームハウス チェダーチーズ

71.ホワイト スティルトン チーズ / ブルー スティルトン チーズ

以上、13品

2 意見の内容

上記1の指定は、

指定すべきである。

（理由）

次の理由から指定すべきでない（複数選択も可）。

法第29条第1項第1号に該当する。

（理由）

法第29条第1項第2号に該当する。

（理由）

□ その他

- ①上記の13品については、品目名の一部が一般的に使用されており、既に日本国内で広く消費者の認知する名称となっている。且つ、国産チーズとしても輸入チーズとしても既に市場で大量に流通している。
- ②今回の指定名称はAOP・IGP・DOP・PDOの地理的表示制度（原産地呼称統制制度）の対象であり、製法等も欧州域内で製造される地理的表示制度対象外の商品や日本国内で製造される商品のそれとは相違する。
- ③以上より、市場での混乱を避けるためには、上記13品固有名称は指定対象とするとしても、一般に使用されている名称は対象外にすべきと考える。
- ④具体的な名称としては、下記の通りである。
- ・ブリー ・ブリ ・カマンベール ・エメンタール ・グラナ
 - ・モッツァレラ ・モザレラ ・パルメザン ・ペコリーノ ・プロヴォローネ
 - ・プロボローネ ・エダム ・ゴータ ・チェダー ・スティルトン
 - ・スチルトン ・ブルー
- 等
- ※カタカナ名称については、若干のブレのある可能性あり。

以 上